

令和5年度 横瀬町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概 要

どんな世帯が 対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ①令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に入籍した世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満^(注)の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 (注)「ご夫婦の所得500万円」を年収に換算すると、約660万円 ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯	
どんな費用が 対象なの？	・新居の住居費	㊦新居の購入費、リフォーム費 ㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
	・新居への引越費用	㊨引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を 受けられるの？	㊦～㊨を合わせて1世帯あたり上限30万円です。 ※ただし、婚姻日において、夫婦いずれも29歳以下の場合は、1世帯あたり 上限60万円になります。	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先に ご確認の上、<u>直接申請</u>してください。	